

平成31年4月1日から、死亡牛のBSE検査対象月齢が、48ヶ月齢以上から96ヶ月齢以上に上げられることになりました。

なお、以下の牛については、引き続きBSE検査を行います。

① 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛（ダウンー症候群、乳熱等）

② 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、

牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、

頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、

扉や柵等の障害物におけるためらい などの行動変化があった牛

死亡した牛の届出

96ヶ月齢以上の牛が死亡した場合には、現行と同様に、死体を検案した獣医師（NOSAI獣医師の検案等）又は、獣医師による検案を受けていない場合には所有者が、遅滞無く、管轄する家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

山梨県東部家畜保健衛生所

TEL・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡・・・090-5535-8005または090-5544-7868

